

## 第1回東京都税制調査会

平成16年4月26日(月)18:32~19:22

都庁第一本庁舎 南側33階特別会議室S6

【神野会長】 本日はお忙しいところを万障繰り合わせてご参集をいただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成16年度第1回東京都税制調査会を開催いたしたいと存じます。

最初に私のほうからご挨拶をさせていただきたいと思います。昨年に引き続きまして皆様方のご協力を得て、都の税制調査会を運営してまいりたいと思いますので、よろしくご協力方お願いいたします。

皆様もご案内のとおり、三位一体の改革、これも変な話で、三位一体の改革は「Trinity reform」と訳されていて、キリスト教の各宗派によって解釈が若干違うらしくて、「Trinity reform」と訳された瞬間、私が訳したわけではないのに、私のところにさまざまな抗議がきたような次第でございます。もともと三位一体の改革というのは、どういう言われ方で始まったのかわかりませんが、税源移譲が先送りをされそうになったので、税源移譲を含めてやってほしいというときには政治的にかなり意味があったかと思います。税源を移譲する国税と地方税の税源配分を見直すことと、それから、補助金を見直すこと。事実上補助金は削減せざるを得ないわけですが、それと交付税の改革。この三つを有機的に関連づけて実施するという改革がひとまず今年度予算で手がついたわけでございますけれども、実際行われている改革の内容を見ますと、地方のほうからは、かなり激しい反発がみられております。もう一年度、こうした事態が続けば、国内は秩序がかなり乱れるような状態になるのではないかというふうに危惧されるような状態でございます。

もともとこの原因でございますけれども、この税源移譲と補助金と交付税の改革を有機的に関連づけて実施するという目的は地方分権を推進する、都の税制調査会の言葉を使えば、地方主権が実現するような、確立するような社会を実現していくということが目的であったのにもかかわらず、そうした分権化社会を実現するという青い鳥を見つける旅に出たところ、暗き森の中をさまよいはじめたというのが、現在の状況ではないかと思います。のちほど、都の税制調査会の運営について事務局からお話があると思いますが、こうした東京都に限らず、地方税財政全体にかかわるような問題を都の税制調査会として検討を進めながら、私たちが求める本当の未来を目指せるような、そうした方向性をこの税制調査会で考えていければと思っております。昨年も私が至らない点をここにご参集の方々のご協力でご運営することができましたので、今年も一層のご協力を賜りたいと思います。私からは最初にそれだけのご挨拶をさせていただいた上で、事務局からも今年度の東京都の税制調査会の開始にあたりまして、一言お言葉をいただければと思います。よろしくご協力いたします。

【主税局長】 主税局長の川崎でございます。

平成16年度東京都税制調査会の第1回総会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委

員の皆様方におかれましては、本日は、大変お忙しい中をご出席をいただきましてありがとうございます。

本調査会では、平成12年度以降、地方分権を支える税財政制度などについてご審議、そしてご提言をいただいてきており、昨年度も委員の先生方のご尽力によりまして、大変有意義な提言をいただいたところでございます。

会長からもお話がございましたけれども、現在、国が進めております、地方税財政制度改革につきましては、昨年末以来、約1兆円の国庫補助負担金が削減される一方で、所得譲与税が創設されるなどの動きがございました。しかし、こうした国の取り組みを見てみますと、これによって地方自治体の裁量、または財政運営の自由度は全く拡大をしていないというのが現状であります。また、本格的な税源移譲も先送りをされたという状況にあるわけでございまして、国が進めております、いわゆる三位一体改革は、都税調が従来から主張しております、真の地方主権の確立に向けた改革からは、未だほど遠いものと言わざるを得ません。

石原知事は昨年来、議会等において、三位一体の真の目的は、日本全体の発展を図る見地から、地方が自主的かつ自立的な行財政運営を行える基盤を確立し、地方分権を実現することであり、この問題を大都市と地方という対立の構図に矮小化してはならない、という発言をしております。こういったことを受けまして、東京都では現在地方分権改革を都政の重要課題の一つに位置づけ、知事本局が中心となって、分権改革に向けた東京都の基本的な考え方などについて、検討を進めているところでございます。

知事はこうした中で、都税調の役割にも大変期待をしております、先般、都税調について報告をした際には委員の皆さん方には、都の立場をよくご説明をした上でご議論をいただくように、との指示を受けているところでございます。

委員の皆様には、引き続きご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

私がちょっと暗い話をしたものですから全体が暗い雰囲気になっていますが、苦しいとき、そういうときこそ、潮の変わり目であるという言葉信じて流れは必ず変わるだろうという信念の元に今年も税制調査会を進めてまいりたいと思います。

議事に入ります前に調査会の委員に異動がございましたので、事務局からご報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【税制調査担当参事】 それでは委員の異動がございましたので、事務局からお知らせいたします。

座らせていただいて、ご報告させていただきます。

まず、新しく委員をお願いし、初めて総会にご出席になる委員の方をご紹介します。

東京都議会議員の富田俊正特別委員でございます。

【富田委員】 どうぞよろしく願いいたします。

【税制調査担当参事】 次に、退任されました委員の方をご紹介します。

昨年12月9日付けで、磯部力委員が、都税調委員を辞任されました。

また、本年4月18日付けで、青木英二特別委員が都議会議員を辞職されたことに伴い、都税調特別委員を辞任されました。

以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

それでは、これから議事に入りたいと思いますけれども、これ以降の議事は、運営要領第2の5によりまして、非公開にさせていただきたいというふうに考えております。ご異議がなければ、そのようにさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それでは、これ以降の議事は非公開とさせていただきますので、大変恐縮でございますけれども、関係者以外の方々にはご退席をお願いいたします。

(プレス関係者等退席)

【神野会長】 それでは、議事を始めたいと思いますが、お手元に平成16年度第1回東京都税制調査会次第があるかと思えます。開会がございまして、会長挨拶、事務局挨拶、委員異動の報告がすでにございましたので、5の議事に入らせていただきます。本日は平成16年度東京都税制調査会の第1回の総会でございます。まず最初に、昨年11月の答申以降、国などの地方税財政制度をめぐる動きについて事務局のほうから簡単に報告していただきたいと思えます。

よろしくをお願いいたします。

【税制調査担当参事】 それでは、事務局から説明させていただきます。お手元の資料の2ページ、資料2をお開きいただきたいと存じます。「地方税財政制度をめぐる最近の動向(1)」でございます。これは、昨年6月に閣議決定されました、いわゆる「骨太方針2003」以降の三位一体改革をめぐる国の動向を整理したものでございます。

まず、「骨太方針2003」に基づき、昨年11月には、小泉総理より、平成16年度予算編成において、国庫補助負担金を1兆円廃止・縮減することが指示されました。

その後、昨年12月の政府税制調査会答申では、たばこ税の移譲が提言されるなど、政府内でも、紆余曲折がございましたが、結果的には暫定的な措置として、所得税の一部を地方に配分する「所得譲与税」が創設されることになりました。

国の平成16年度予算では、約1兆円の国庫補助負担金の削減、所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金の創設、1兆円を超える地方交付税の削減等の改革が盛り込まれました。

続きまして、3ページをお開きください。こちらに個々の具体的な数字につきまして整理してございます。

三位一体改革としての平成16年度の国庫補助負担金の削減額は、1兆276億円でございます。真ん中やや下に数字がございます。このうち、義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の削減分が税源移譲予定特例交付金として2,309億円措置されてございます。また、児童保護費等負担金及び介護保険事務費交付金その他の削減分につきましては、所得譲与税として2,198億円措置されており、平成15年度の義務教育費国庫負担金削減分の所得譲与税2,051億円と合わせまして、所得譲与税によります財源措置は、4,249億円となっております。

次に、地方交付税についてでございますが、地方交付税総額は、1兆8,861億円で、前年度より1兆1,832億円削減されてございます。また、臨時財政対策債は、4兆1,905億円で前年度より1兆6,791億円削減されており、合わせまして2兆8,623億円が削減されてございます。

なお、国は今年度に平成18年度までの改革の全体像を明らかにするとしてございます。

以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

事務局のほうから経緯をご説明いただきました。大ざっぱに言ってしまいますと、まず、補助金を削減して、その8割程度を税源移譲で見る、税源移譲も政府税調ではたばこ税だったのですが、党税調のところ、ひとまず基幹税としての所得税が入ったのですけれど、過渡的な形態として、「所得譲与税」という形態で行われているということですね。

削減された補助金の額、あるいは内容と税源移譲などによる財源措置について、3ページのところでご説明いただいたわけですが、何かご質問がございましたら……。よろしいですか。

【古館特別委員】 質問というよりもですね、所得譲与税としての措置として8割方ということで、およそ補助金として、補助金負担金で出てきている金額よりも大体540億円前後ちょっと少ないわけですね。補助金という場合でもこの場合、「児童保護費等負担金（公立保育所運営費分）」と。これが丸々東京の場合、確かこの金額で幾ら出ましたか、公立の。全部で219億円財源措置されたんですが、結局補助として公立保育園という形で出てきたのが、一般財源化されるということになって、そうすると少なくなった上に、公立保育園に対して今まで出してきた補助、こういうのがそのまま補助されないという形で推移してきていると思うのですが、その点については認識としてはそういうことでよろしいですか。

【税制調査担当参事】 こちらの平成16年度に所得譲与税として一般財源化されたというか、その手前になっていきますけれども、所得譲与税としてなったものがですね、2,440億円のうち、2,198億円でございますので、約9割という形になってございます。

【古館特別委員】 そういう意味ではなくて……。9割はわかったんですが、今言いましたように今までの児童保護費の負担金というのはある意味でそれぞれ各区なら各区、各市なら各市の公立保育園とかにそれぞれ配分されてきた金額なわけですね。ところがそれが少なくなった上で、所得譲与税というのは基本的には一般財源化されているわけですね。そうすると保育所の運営経費として今まで出てきたものが一般財源化されるから補助しなくても基本的にはいいということになっちゃうということで解釈できるんじゃないのかなというふうに思っていて、その点についてはどのような認識ですか。

【税制調査担当参事】 この負担金削減について、われわれのほうで評価するというのはなかなか難しいんですけども、国のほうにおきましては、公立保育所につきましては地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることに鑑み、一般財源化を図るものであると。一方、民間保育所に関する国の負担については、今後とも引き続き国が責任を持って行うという説明になってございます。

【古館特別委員】 では、実際には東京都の補助も国が補助を保育所にしなくなったことと連動して、「しない」という形になってきているというのが今度の予算で議論の中でもあったかと思えます。もし、これは事実が違うなら違うよというふうに言っていただきたいのですが。ですから、そういう意味で言うと、しかも先ほど言いましたように、金額自体一般財源にはなりましたけれども、全額措置されない。だから三位一体というのが一体なんなのかということについては神野先生も局長もお話されましたけれども、本当の意味での地方主権、地方分権の自主的なという点で言えば、財源は余りにもそういう点では保障されなすぎてるというふうに思っていますし、引き続き、これは重要な課題だというふうに、このことだけ意見を申し述べさせていただいて。答弁は結構ですけども。ちょっと認識が違ったら答えていただければと思います。別に私の言っていることが違わなければよろしいです。

【主税局長】 補助金を削減して、今のお話ですと削減された分が全て税源移譲というお話ですけども、それはこれからはそういうことにはならないと私もは思っております。それがまさに地方主権の自治体のあり方だというふうに思っております。そこに地方としての工夫が出てくると思っておりますので、100%その分税源移譲というのはあり得ないというふうに考えます。

【古館特別委員】 いや、今私が言ったのは、国と地方の関係で言った話であって、今のは東京都がどうするかということの考え方を言ったと思うのですね。

【主税局長】 いや、そうじゃないです。国と自治体の関係です。

【古館特別委員】 国と自治体の関係でも一般財源化されて、それについてやはり保育園運営なら保育園運営という形で今までもちゃんと支出されて、その必要額としてやられてきているということは事実だと思うのです。その中で一般財源化されて、少ない金額が下りてくる。しかもそれに対して、公立の補助のほうにはあてられないというのが現実で、今、お話はわかりましたので、私もは、やはりそうした点でのとりわけ一般財源化されても福祉施策のこういう補助というのは依然として必要であるというふうには思っておりますので、この点だけ指摘しておきたいと思えます。以上です。

【主税局長】 一般財源化されることによって自治体の創意工夫というのが出てくるわけですから、そこでそれぞれの自治体での持ち味を出していく、まさにこれが地方主権のあり方だと、こう思っています。

【神野会長】 いずれにしても、今年度の削減と財源措置の方向を見てみると、これはこれから議論していけばいいことかもしれませんが、一般財源化というのは、本当は公共事業の補助金・負担金も、それから福祉に関する補助金・負担金も、それから教育に関する補助金・負担金も一般財源化して、それぞれの地方自治体で、うちのほうは教育で頑張るから、公共事業は我慢しようねとか、福祉で頑張るからこちらを我慢しようねということができるようになるということだと思いますけれども、切られ方や額が非常に目標になったものですから、本来切るべき補助金というのは幾らでもあるような気もす

るのですが、額の大きい補助金で、かつ地方としては退くに退けないような補助金が切られたというのが実態で、余り裁量の余地はふえなかった。かつ量も減らされてしまったということに基づく問題点があるという出ているということだろうと思います。

ほかにご質問がなければ……。よろしいでしょうか。

それでは、今報告事項を終らせていただきまして、次の5の(2)、審議事項の1の「今年度の検討事項について」という議題に移らせていただきたいと思います。

東京都税制調査会に対する知事からの諮問事項は、お手元に配布させていただいておりますが、資料3でございます、平成15年6月10日に私ども税制調査会が石原知事からちょうだいしたものでございますが、「地方主権の時代にふさわしい地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方その他これらに関する租税制度の改善について」ということでございます。なお、これはこの委員会の委員の皆様の任期の3年間を通じて検討するものとなっております。この諮問事項を踏まえまして、今年度の検討事項について委員の皆様にお諮りしたいと思いますが、まず、事務局のほうからその具体的な内容についてご説明をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【税制部長】 この4月1日付けの人事異動によりまして税制部長にまいりました川村でございます。よろしく願い申し上げます。

ご説明は、お許しをいただきまして、座ってさせていただきたいと存じます。

それでは、今年度の検討事項についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料の5ページをお開きいただきまして、資料4「平成16年度 検討事項(案)」をご覧いただきたいと存じます。

検討事項の1点目は、「地方税財政制度に関すること」でございまして、都税調は発足以来、真の地方主権を確立するという立場から、国庫支出金・地方交付税の抜本の見直しと、国税から地方税への税源移譲による地方税財政制度改革を中心テーマといたしまして、これまでも平成12年度答申をはじめ、14年度答申、15年度答申と度重なるご提言をいただいております。

先ほど、事務局から報告いたしましたように、国は今年度に平成18年度までの三位一体改革の全体像を明らかにするとしております。今年度の都税調におきましては、国の改革案にとらわれることなく、地方の立場に立った、税源移譲を中心とした地方税財政制度改革について、さらにご検討を深めていただければと考えてございます。

また、併せて、法人事業税分割基準の見直しなど、東京都への不当な財源調整の動きに対しては、反論を用意するなど、適切に対応していかなければならないと考えてございます。

2点目は、「当面の税制上の諸課題に関すること」でございまして。

最近における税制改正の動向等を踏まえ、固定資産税制のあり方、自動車関連税制の見直し等について、ご議論をいただきたいというものでございます。

固定資産税制については、バブル期の地価高騰やその後の大幅な地価下落に対応するため、さまざまな負担調整措置等が講じられてまいりました結果、評価と課税の仕組みが極めて複雑化しており、納税者に大変わかりにくいものとなっております。そこで、固定資産税の次の評価替えの基準年度でありま

す平成18年度の税制改正に向けまして、納税者の理解を得やすい、簡素でわかりやすい税制度を検討してまいりたいと考えております。

また、自動車関連税制につきましては、税の種類が多く、しかも複雑になっておりますことから、自動車関連税制全体を簡素化できるよう、ご検討いただくとともに併せて自動車関連税制における国と地方の税源配分の見直しについても、ご検討いただければと考えております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

【神野会長】 はい、どうもありがとうございました。今年度の検討事項(案)につきましてたゞいま事務局からご説明をいただいたわけわけでございますが、委員の皆様からご議論をいただければと思います。今年度は私どもが検討すべき状況がかなり流動的でございますので、大括りに2つとしているところです。「地方税財政制度に関すること」と、「当面の税制上の諸課題に関すること」と2つに括っておりますが、ご意見ちょうだいできればと思います。

いかがでございましょうか。

【水城委員】 検討事項の1に関連した税源移譲とかそういう問題ですが、今、経済財政諮問会議が開かれておりまして、そこで麻生総務大臣が、いわゆる「麻生プラン」を説明しているんだらうと思うんです。そのポイントは、国庫補助負担金の廃止を待たずに、3兆円の税源移譲について、その仕組みを含めて先に決めてしまおうという提案のようなんですね。ただしその後、税源移譲が確定し差額が出るかも知れない。税源移譲しすぎている場合は国に返す。そこが問題で、東京都が重大な関係があるわけですが、それについてはどうやら偏在度の高いほかの地方税を国へ逆移譲する。「逆移譲」というキーワードが出てきているわけですね。そのほか、法人事業税の分割基準の見直しとか、いろいろこれも東京都が関係してくると思うのですが、相当東京都に対して、これから厳しい方向が打ち出されるのではないか。私も重大な関心を寄せていますが、そんなことになると、東京都としても、また都税調としても黙ってられない問題です。今後情報を収集して、どういう情勢にあるかによって我々もあんまりのんびりできないんじゃないかと、そういう気がいたしますので、申し上げておきたいと思います。総務省から全然そんな相談はないですよ。

【主税局長】 相談はないですね。

【水城委員】 そんな情勢がありますので、そんなことも我々は踏まえて気持ちを引き締めてやらないといかんかなと、こんな気が.....。

【神野会長】 それは、あとでお話しようとした進め方のほう既に入っていたら、当面今、2つの項目.....。

【水城委員】 すみません。

【神野会長】 いや、構いませんが、一応進め方のほうですよ。臨機応変にということだろうと思いますので、昨年度も副知事とご連絡を取らせていただいて、国の動きに対して果敢に対応を取りながら、国の動きに対して柔軟に対応していくという運営は行っていきたいというふうに思っておりますが、「麻生プラン」は全体が出てきているわけではないわけですし、この手の問題はなかなか難しく、東京都としては、必ず税源移譲をとれば有利になるのですが、いつも税源移譲というのは、東京都とほか

の地方の対立を煽られて、大正以来いつも失敗しているのです。だから、そこら辺、どういう戦略を立てていくのかというのも、この小委員会ないしは総会でもって諮っていきたいと思っておりますが、今もう既に、進め方に入っておりますが、当面は2つの課題だということについては……。

【古館特別委員】 すみません、座って質問させていただきます。

この2つの中で、先ほど、ここに書いてない分で言われたのが、法人事業税の分割基準のことについて言われたのですが、この点については、やはりある意味での、どうしても東京に本社が集中するというのは、これは東京のそれこそ首都としての特性なんだと思うんですね。そういう中で、地方に対してどういう形で法人事業税がある意味で反映されていくかという点では、東京都の首都としても、そういう意味での全体のリーダーとしても、そういうその法人事業税がやはり本社機能はなくても工場があるとかというような形というのは、やっぱりそれなりにきちんと正しくというか、よりよく地方のほうにも反映していかなくちゃならないなというふうに私は思っております、この問題について、ここに書かれていなくて、出てきているので、私はこれはむしろ慎重に対応するべきだと思っております。ほかの件については、改めて小委員会などでも議論されるかと思うのですが、この法人事業税の分割基準の問題での先ほどの提起ですと、もっと東京都がこういう基準でいいのかどうか。いいのかどうかというのは、別の意味で、もっと東京都が本社が多いから、それなりに東京都に多くという形での検討のように聞こえたものですからね。そうであれば、私どもはやっぱりそれは地方の部分についても十分な配慮が必要であって、果たしてこの検討が必要なのかという点では意見として述べておきたいと、このように思います。以上です。

【神野会長】 これは法人事業税の分割基準の見直しなどについては2の「当面の税制上の諸課題に関する事」に入る。しかしこれは多分1のほうと密接に関連づけて議論されざるを得ないというふうになりますよね。だから、税源移譲をしていく場合に、「東京プロブレム」と言われているように、東京都にかなり集まってしまうということが言われ、「東京プロブレム」があるから税源移譲ができないんだと言われているわけですが、それをクリアするのに1つの案として出てきている法人事業税の分割基準を見直すのでいくのか、あるいはほかの提案をこちらでするのかということを含めて、1・2に関連しますけれども、当面、主として2と……。

【主税局長】 私どもは主として1で……。

【神野会長】 1のほうで考える。

【主税局長】 国のほうは税源移譲すると格差が出ると。それを是正するために1つの方法として、分割基準を考えていますので、1で考えています。

【神野会長】 わかりました。いずれにしても今のお話は1のほうの議題ということで理解を……。

【古館特別委員】 1の問題という範疇で考えられるということですが、その税源移譲の中心としては、地方税財政制度改革というのが果たして、法人事業税の分割基準が、それが私ども東京都税調が考える1の大きな骨太での、それこそ骨太での税制改革なのかどうかという点については私はちょっとやっぱり疑問があります。それで、むしろこの点でいうと、もう1つは三位一体ということ。これは神野先生なんかはずっと言われていたし、東京都がある意味では三位一体という形が今まであったんで



すが、今の状況を動きの流れからいうと、三位一体というのが何か地方に税源を下ろすのを削減する、減らす、そのために使われるような感じで仕方がないんですね。したがって、三位一体という部分でもし検討するのであれば、どういう表現の仕方をして、私は三位一体というのをなくしてしまえという、そこまで思い切った考え方はないのですが、ただ、その場合に都税調としての考えている意志というのがその中に反映するためにはどういう表現がいいのかなという、その部分というのは、少し工夫の余地があるのかなというのが、個人的ですが考えています。今、私の意見は意見として述べておきました。以上です。

【神野会長】 あとで、中身については検討していただければいいという理解でよろしいですね。

【主税局長】 分割基準については今委員のほうからああいう話が出ましたけれども、1定でも随分議論になりまして、その前にも、行特委で山崎委員のほうからもいろいろと質問が出たものでございまして、1定で意見書が出たわけです。ということは全会一致で今の分割基準はおかしいんだというようなことで議会から国のほうへ物を申しているわけございまして、私どもとしては、今行われている分割基準は東京都にかなり不利になっているという認識を持っております。したがって、これ以上また税源移譲したことによって、格差が出て、分割基準を東京都に厳しくするということになれば、今、約500億の調整を受けていると私ども思ってますけれども、それ以上になるということになると、これは都としても黙ってられない問題だと思います。

【神野会長】 アメリカでもアポーションメントルールと言われている法人関係税をどういうふうな地方に割り振っていくのかということ議論する場合にそのアポーションをするルールが公平か否かということで議論すると2に入りますよね。あとで考えればいいことですが、1のみでいくと偏在の是正議論だけで、アポーションメントルールは考えるものではないので、場合によっては2の課税の公平性という、もともとの本来の基準から検討していったほうがいい場合には2ということですよ。

【主税局長】 国は税源の是正にこれに使おうということを言っていますけれども、それは本来の姿ではないというのが私どもの主張なのです。したがって、国が1の中で分割基準を見直すという話が出てこなければ、何ら問題にならない話ですよ。出てくるからこそ、ここで反論するということになりまして、基本的な分割基準については、国のほうも私どもも基本的な部分では一緒なんですけれども、それをこの格差是正のために使うということで意見が違ふということございまして、1のほうで議論をしていきたいなというふうに思っております。

【神野会長】 基本的にはこういうことでよろしいわけですよ。つまり、個々の議題でこの1・2というのは、今回については、いわば国の政策に対する対応という側面が強いので、国がもしも、1のほうでもって、税収の調整みたいな議論で出てきた、税財政の全体の改革の中で盛り込んでいる場合には1。法人事業税の改正案みたいな形で出てきた場合には2ということになる。ですから、今ここで特に、いずれかということを決めなくて構わないわけですよ。したがって、あとでの進め方になりますけれども、1と2の問題について国がいかなる対応、政策を取ってこようと、それとは無関係にどうということが本来あるべき姿なのかという議論と、それから、そうはいつても、国の政策によって事実上決められますので、国の政策の動きについて臨機応変に対応していくという2つのことが必要になってき

ますが、既にそうすると、進め方に入ってしまう話になってきますが、よろしいでしょうか。

この課題については、ご議論がないようですので、ひとまず課題を2つに絞るということはお認めいただいたということにさせていただいて、進め方に入らせていただきます。場合によっては前に戻っていただいて、一括承認していただくということにさせていただければと思います。そのほうがかえって議論がやりやすいのではないかと思いますので、次の(3)のほうの、「今年度の調査会の進め方について」ということですが、それについてお諮りをしたいというふうに思っております。今年度のテーマにつきましてもと言ったほうがいいかもしれませんが、昨年度と同様に小委員会を1つ作って集中的にご議論をいただくということを考えております。小委員会のメンバーの選任につきましては、資料6の要項第7をお目通しいただければと思いますが、「調査委員会に、小委員会を置く」というところがございまして、ここにつきましては会長の私に一任をさせていただくことになっておりますので、昨年と同様に、青木委員、岩崎委員、小幡委員、金子清委員、金子秀夫委員、それから紺谷委員、渋谷委員、水城委員、そして私の9名でもって構成をさせていただきたいというふうに考えております。小委員会のメンバーにつきまして、ご了解いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それでは、ご了解いただいたということにさせていただきまして、小委員会のメンバーになられた方々につきましては、ご苦勞でございますがよろしくご協力方お願い申し上げます。

次に、先ほどから少し議論になっております、調査会の運営方法でございますが、小委員会での検討結果をまとめて答申草案を作成していただいて、これを調査会で審議をした上で最終的に提言として取りまとめていくという方法で考えております。先ほど来ご議論になっておりますように国などで地方税財政制度などに関するさまざまな動きが出てきた場合には、都の税制調査会として時期を逸することなく意見表明をしていくということが必要になる場合があるかと存じます。その場合には委員の皆様と調整を諮りながら弾力的に対応をさせていただくというふうに考えております。こういう委員会として本来のあるべき姿を考えると同時に状況に対して弾力的に対応していくという調査会の運営方針をお認めいただければ、先ほど来議論になっている問題はいずれもこの問題にかかっているかと思っておりますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それでは、今年度の調査会の運営につきましてご了解をいただいたということにさせていただきます。

それでは、最後に今年度のスケジュールについてご説明をさせていただきたいと思いますが、第1回目の小委員会でございますが、これは5月中に開催できればと考えております。小委員会における具体的な検討事項の細目や開催日時などにつきましては、別途事務局からご連絡を申し上げますことになって

おります。

その後、小委員会で検討したことを踏まえまして、調査会を何回か開催させていただきまして、ご承認をいただいた上で、例年のことでございますが、11月を目途に提言をまとめて、石原知事に提出をさせていただきたいと思っております。こうした日程で今年度も進めさせていただきたいと考えております。日程についてご意見ございましたら……。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【神野会長】 それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

そうしますと、一応予定しました議事はこれで終了ということになりますが、事務局のほうから何か特に連絡をいただくことございますか。

【税制部長】 事務局からは特にございません。

【神野会長】 それでは本日は、予定をいたしました議事はこれで終了いたしました。私の不手際などございましたけれども、ちょっと重要な時期でもございまして、皆様から活発なご意見をいただきましたことに心から御礼申し上げます。

本当にお忙しい中を万障繰り合わせてご臨席いただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

これをもちまして閉会をさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。